

別紙表 「給水装置・給水施設の情報取得に必要な確認書類」

申請者		提示が必要な確認書類
本人	給水装置・給水施設の利用者又は所有者 (右記①確認書類の住所と申請場所住所が同じ場合)	①申請者本人を確認できる書類(注1) (運転免許証・マイナンバーカード等)
	給水装置・給水施設の利用者又は所有者 (右記①確認書類の住所と申請場所住所が異なる場合)	①申請者本人を確認できる書類(注1) (運転免許証・マイナンバーカード等) + ②登記簿謄本の写し等(注2)
代理人		①申請者本人を確認できる書類(注1) (運転免許証・マイナンバーカード等) + ③給水装置・給水施設の利用者又は所有者からの委任関係等を確認できる書類(注2) (委任状・媒介契約書・売買契約書等)

(注1) その他の本人確認書類は[大阪市ホームページ](#)をご覧ください。情報提供窓口での申請者について本人確認を行います。

(注2) 媒介契約書等の書類は期限が有効なものに限ります。また登記簿謄本等の書面上に期限が記載されていない書類の有効期限は発行年月日から3か月以内とします。